## 京都市告示第579号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき, 以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので,告示します。

平成28年2月1日

京都市長 門 川 大 作

## 建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
釖菱弥	京都市下京区醒ヶ井通四条下る高野堂町 411 番
圓通寺	京都市上京区東三本木通丸太町上る上之町 492番, 492番2 京都市上京区河原町通荒神口下る上生洲町 210番, 210番2, 210番3
伊藤喜商店・無量子庵	京都市東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町 100番, 100番
青木邸	京都市下京区西新屋敷下之町 16 番

(都市計画局都市景観部景観政策課)